

## 社会保障・税番号制度への対応について(案)

- I 年金業務における基本的な考え方
- II マイナンバー、基礎年金番号及び基本情報等の管理業務
- III マイナンバー、基礎年金番号の届書等への記載
- IV 情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携
- V 事務処理の概要
- VI 法人番号

平成26年11月28日

厚生労働省年金局事業企画課・事業管理課

# I 年金業務における基本的な考え方

## 1. 基本的な考え方

- 行政運営の効率化等を目的として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」は、平成27年10月に施行され、国民一人一人への「個人番号（マイナンバー）」の付番が開始される予定である。また、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）においては、情報提供ネットワークを用いて、行政機関等がマイナンバーをキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図ることが一つの目的とされている。  
年金業務においては、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けて管理することで、被保険者等の利便性の向上や業務の効率化を図っていくこととする。
  
- 番号制度導入による年金業務における主なメリット
  - ・届出や添付書類の省略による利用者の負担軽減
  - ・適用業務の推進
  - ・給付業務の併給調整事務の効率化
  - ・基礎年金番号の重複付番の発生防止
  - ・住民票の基本情報を活用した効率的な事務処理

## 2. 導入スケジュール

	制度全体のスケジュール	年金業務における導入スケジュール
26年度		～これまで 住民票コードの収録推進
27年度	27.10 個人番号の付番開始  28.1 行政機関等の番号利用開始	27.4～ 住民票コード未収録者に対する勧奨状発送 27.10～12 住民票コードを基にした個人番号の収録  28.1 個人番号管理サブシステム（注）稼働 相談・照会業務に個人番号利用開始
28年度	29.1 マイ・ポータル業務開始 情報提供ネットワーク業務開始（国＝国）	29.1 各種届書の個人番号対応開始 国の機関との情報連携開始
29年度	29.7 情報提供ネットワーク業務追加（国＝地方等）	29.7 地方公共団体との情報連携開始

※本スケジュール及び業務は現時点の見込みであり、今後変更の可能性がある。

（注）個人番号管理サブシステム・・・社会保障・税番号制度導入に伴う、個人番号を利用した年金記録に関する相談・照会業務等を行うため、個人番号紐付け情報を管理する業務ソフトウェア。

## Ⅱ マイナンバー、基礎年金番号及び基本情報等の管理業務

平成28年1月の行政機関等によるマイナンバーの利用開始に伴い、新たに「個人番号管理サブシステム」を構築し、マイナンバーと基礎年金番号の紐付管理、住民票の基本情報に基づく記録管理等を行う。

### 1. マイナンバーと基礎年金番号の紐付

年金制度の対象者には、海外居住者や短期在留外国人など番号制度の対象外となる者が含まれることから、年金業務においてはこれまでどおり、すべての者に基礎年金番号を付番したうえで、番号制度の対象者については、新たに構築する「個人番号管理サブシステム」に基礎年金番号とマイナンバーを紐付けて収録、管理する。

### 2. マイナンバーの収録方法

マイナンバーは住民票コードに基づき付番される番号であり、日本年金機構では住民票コードの収録を進めていることから、収録済みの住民票コードを基にマイナンバーの収録作業を行うこととしている。そのため、下記のとおり、番号制度施行までに住民票コードの収録率向上のための取組を行った上で、マイナンバーの収録作業を行い、基礎年金番号とマイナンバーを紐付ける。

#### 《住民票コード収録のための取組》

##### (1) これまでの取組

住基ネットを通じて住民票コードを一括収録するとともに、「現況届」や「ねんきん定期便」による届出勧奨等の取組を行うことにより、平成26年2月時点で被保険者、受給権者、受給待機者等の約94%の住民票コードの収録が完了している。

##### (2) 未収録者に対する文書送付等（平成27年4月～）

住民票コードが未収録となっている者については、住民票住所の申出勧奨状（住民票住所申出書）を送付し、住民票住所を確認のうえ、情報システム機構（※）に照会を行い、住民票コードを収録する。

当該申出勧奨状の未回答・未送達者については、再勧奨状の送付等の取組により出来る限り収録を進める（予算要求中）。

※ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）・・・地方公共団体情報システム機構法に基づき平成26年4月に設立された組織でマイナンバーの付番等の業務を行う。（旧地方自治情報センター（LASDEC））

## 《マイナンバーの収録作業》

（1）初期突合・・・収録済みの住民票コードを基にしたマイナンバーの紐付（平成27年10月～12月）

○被保険者、受給権者、受給待機者等

収録済みの住民票コードを基に、住基ネットからマイナンバーを収録する。

（2）既加入者に係る追加収録・・・（1）でマイナンバーが収録できなかった者に係るマイナンバーの紐付（平成28年1月～）

① 被保険者

ア. ねんきん定期便による届出勧奨・・・平成28年度

マイナンバーの未紐付者については、平成28年度のねんきん定期便において届出勧奨を実施する。

イ. 市区町村へのマイナンバー報告依頼（国年第1号被保険者のみ）・・・平成29年1月以降

市区町村に対してマイナンバーの未紐付者の一覧を送付し、マイナンバーの報告を求める。

ウ. 事業主へのマイナンバー報告依頼（厚年被保険者及び国年第3号被保険者のみ）・・・平成29年1月以降

事業主に対してマイナンバーの未紐付者の一覧を送付し、マイナンバーの報告を求める。

エ. 情報システム機構への照会・・・平成28年1月～

資格取得時などにおいて基本情報に変更があった場合には、情報システム機構に照会を行い、基本情報の突合によるマイナンバーの収録を行う。

※番号制度導入前から実施している住民票コード収録の取組と同様の仕組み

② 受給権者

ア. 現況届の活用によるマイナンバーの収録・・・平成28年1月～

住民票コードが未収録であるため現況届省略の対象となっていない者については、引き続き、現況届を提出いただく。その際、

現況届の住民票コード欄をマイナンバー欄に変更し、マイナンバーの記入があれば、翌年度以降は現況届省略の対象とする。

イ. 統合通知書等による届出勧奨・・・平成28年6月

統合通知書等（年一通知）を活用し、マイナンバーの未紐付者にマイナンバーの届出勧奨を実施する。

③受給待機者等

ア. 個別通知による届出勧奨・・・平成29年1月

ねんきん定期便、統合通知書等の送付対象とならない受給待機者等については、平成29年1月の番号制度本格対応に併せて個別通知を本人宛送付し、マイナンバーの届出勧奨を行う。

（参考：対象者ごとの勧奨方法）

対象者	勧奨方法	
	本人宛（実施時期）	市町村・事業主宛（実施時期）
国年1号 被保険者	ねんきん定期便（平成28年度）	市町村（平成29年1月以降）
国年2・3号 被保険者	ねんきん定期便（平成28年度）	事業主（平成29年1月以降）
受給者	統合通知書（平成28年6月）	— —
受給待機者等	個別勧奨通知（平成29年1月頃）	— —

（3）新規加入（基礎年金番号の新規付番）者（平成29年1月～）

①被保険者

ア. 20歳付番（国年1号被保険者）

情報システム機構から取得したマイナンバー及び住民票の基本情報を基に基礎年金番号を付番することにより、基礎年金番号付番時に同時に紐付を実施する。

イ. 20歳前厚生年金等資格取得

資格取得届の提出の際、必ずマイナンバーを記載することとし、資格取得による基礎年金番号付番時に同時に紐付を実施する。

②受給権者（未成年の子など基礎年金番号の未付番者）

遺族年金の裁定請求書の提出の際、必ずマイナンバーを記載することとし、年金の裁定による基礎年金番号付番時に同時に紐付を実施する。

（４）未届出者に係る取扱

上記の取組によっても、日本年金機構への報告が行われず、基礎年金番号とマイナンバーが未紐付の者が残った場合には、その状況に応じて再勧奨の実施を検討する。

### 3. 住民票の基本情報の収録・管理

マイナンバーは住民票コードに基づき付番されることから、日本年金機構では情報システム機構が保有している住民票上の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）を取得し、個人番号管理サブシステムに収録することで、基本情報管理の適正化を図るとともに、取得した基本情報を届書等の入力処理に活用することにより、入力誤りの防止等、業務の効率化・適正化に役立てることとしている。

※年金記録に収録する基本情報は原則として住民票上の基本情報と一致させる方針

### 4. 住民票の基本情報の業務への活用

マイナンバーを基に住民票の基本情報を収録することにより下記のとおり、利用者の利便性向上、業務の効率化を図る。

（１）住所変更の届出省略（対象範囲の拡大）

住民票の転入・転出時には、情報システム機構から異動情報を取得することで、住所変更の届出を省略可能とする。（受給権者については既に実施済みであり、新たに被保険者を対象とする。）

※個人番号管理サブシステムにおいて、住民票上の住所と通知書等の郵送先（居所）を別々に収録管理できるようにする。

## (2) 氏名変更の届出省略

被保険者、受給権者が婚姻などにより氏名変更した際は、情報システム機構から異動情報を取得することで、氏名変更の届出を省略可能とする。(受給権者については、振込不能を防止するため、原簿の氏名と口座名義氏名を別に管理することとしたうえで、原簿の氏名は住民票の基本情報に基づき自動的に変更することとし、口座名義氏名は、金融機関で口座名義変更を行った後、変更届を別途提出することとする。)

なお、外国人のローマ字氏名についても、個人番号管理サブシステムにおいて管理することとする。

## (3) 基本情報入力時の入力処理の効率化

資格取得届など対象者の基本情報を更新する届書の処理の際は、情報システム機構から直近の住民票の基本情報を取得することで、基本情報の手入力を省略し、事務の効率化を図る。

※マイナンバーにより住民票の基本情報を取得できる場合には、厚年被保険者資格取得届などについては住所の記載も省略可能とする。



## Ⅲ マイナンバー、基礎年金番号の届書等への記載

### 1. 番号の届出

現在、基礎年金番号の記載を求めている手続については、原則としてマイナンバーを届書等に記載して手続を行えるようにする。  
(原則としてマイナンバーと基礎年金番号を併記することとはしない。)

また、海外居住者などマイナンバーを持っていない場合のほか、本人がマイナンバーを把握していないなどの理由により基礎年金番号を記載して届書等を提出してきた場合には、現在と同様に届書等を受け付け、処理を行う。

### 2. 番号の入力

届書等の処理や年金記録の照会への回答などの業務においては、マイナンバーと基礎年金番号のいずれも使用できるようにする。  
なお、徴収業務など日本年金機構内部の事務処理においては、これまでどおり基礎年金番号を使用することとする。

### 3. 番号の出力

#### (1) 各種通知書等

被保険者、受給権者、事業主等へ送付する各種通知書や届書等の様式には、マイナンバーが漏えいするリスクを考慮し、原則としてマイナンバーを出力せず、これまでどおり基礎年金番号を記載して送付することとする。

#### (2) 源泉徴収票等

税関係の帳票(源泉徴収票、公的年金等支払報告書)については、税法上、マイナンバーを記載して送付することが規定されることから、様式を変更し、マイナンバーを記載することとする。

#### (3) 処理結果リスト等

処理結果リスト等で、マイナンバーの入力結果を確認する必要がある内部帳票などについては、マイナンバーも記載することとする。また、市町村に送付している処理結果等のリストにも、マイナンバーを記載することとする。

## IV 情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携

日本年金機構では、番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを活用して情報連携を行い、被保険者、受給権者等の利便性の向上及び業務の効率化を図ることとしている。

※情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携の対象手続、照会・提供項目、実施開始時期などの詳細については、連携先と調整中。

### 1. 日本年金機構からの情報照会

情報提供ネットワークシステムにより取得可能な主な情報（括弧内は添付省略となる書類）

- 世帯情報（住民票）
- 地方税情報（所得証明書）
- 雇用保険情報（離職票）

### 2. 日本年金機構からの情報提供

情報提供ネットワークシステムにより提供可能な主な情報（括弧内は提供先）

- 生活保護受給申請時の年金受給情報等（市町村）
- 労災年金申請時の年金受給情報等（労働基準監督署）
- 雇用保険の失業給付申請時の年金加入記録（ハローワーク）

## V 事務処理の概要

### 1. マイナンバーの本人確認措置

#### (1) 番号法における本人確認

番号法では、本人からマイナンバーの提供を受ける場合には、成りすましを防止するために本人確認の措置をとるべきことが規定されている。そのため、年金における各種手続で本人からマイナンバーの提供を受ける際には、

- ①提供されるマイナンバーの真正性の確認（提供されるマイナンバーは正しいものであるか）
- ②マイナンバーを提供する者の身元（本人）確認（提供する者はマイナンバーを有する者本人に間違いはないか）

の本人確認措置を取る必要がある。

※ 事業主が行う厚年関係の届出や国年第1号被保険者が市区町村経由で行う届出などの場合は、事業主・市区町村において本人確認を行うこととなるため、日本年金機構であらためて本人確認の措置をとる必要はない。

#### (2) 具体的な本人確認の方法

##### ○年金事務所の窓口など対面手続の場合

- ①本人からマイナンバーを記載した届書等を受領。
- ②本人から個人番号カード等の提示を受ける。
- ③個人番号カード等に記載されているマイナンバーと届書等に記載されているマイナンバーを突合する。（番号の真正性の確認）
- ④個人番号カード等の写真により提出者本人であることを確認する。（身元確認）

##### ○郵送手続の場合

- ①本人がマイナンバーを記載した届書等に個人番号カード等の写しを添付して郵送する。
- ②日本年金機構は受理した届書等と添付書類（個人番号カード等の写し）を受け付ける。

③職員等は個人番号カード等の写しまたは個人番号管理サブシステムへの照会などにより、届書等に記載されているマイナンバーを確認する。(番号の真正性の確認)

④添付された本人確認書類(個人番号カード等の写し)を確認する。(身元確認)

### (3) 本人確認に係る留意点

#### ①本人確認措置のための書類

- ・必要な書類は法令により定められており、原則として個人番号カードとなっており、個人番号カード以外では個人番号通知カードと運転免許証などとされている。

#### ②年金事務所の窓口など対面手続の場合

- ・単に届書等の受付のみを行う場合にも本人確認措置が必要。

#### ③郵送による手続時の場合

- ・新たに本人確認書類(個人番号カード等)の写しの添付が必須となる。(ハガキ形式のものは封書にするための様式変更が必要。)

#### ④返戻、確認事務の発生

- ・添付漏れなどの場合は届書等の返戻などの事務が発生。

## 2. マイナンバーによる年金業務

番号制度導入後の主な届出等に係る業務フロー、様式の変更点等については以下のとおり。

※変更後の業務フローは、平成29年7月以降の地方公共団体との情報連携実施後の想定。

### (1) 国民年金関係

#### ○届書関係

国民年金適用業務に係る被保険者からの届出等及び市区町村からの報告は、原則として基礎年金番号に代えてマイナンバーで行う（基礎年金番号による手続きも引き続き可能とする）こととし、マイナンバーにより入力処理を行う。

なお、日本年金機構から被保険者等に送付する様式には、引き続き基礎年金番号を出力のうえ送付し、改めてマイナンバーの記載を求めないこととする。

#### ①資格取得・種別変更の届出（1号・3号）

マイナンバーを記載して資格取得等の届出を市区町村・事業主に行うこととし、市区町村・事業主は届出に基づきマイナンバー、氏名、住所等を日本年金機構に報告する。（基礎年金番号の記載省略）

日本年金機構は市区町村・事業主からの報告に基づき、マイナンバーにより資格取得等の処理を行う。この際、氏名、住所等の基本情報はマイナンバーを基に情報システム機構から直近の住民票の基本情報を取得して処理を行う。

#### ②死亡、氏名変更、住所変更の届出（1号・3号）

情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得することとし、取得した異動情報に基づき、死亡、氏名変更、住所変更の処理をシステムで自動的に行う。（届出省略）

#### ③納付書等の郵送先の申出（1号・3号）

納付書等を住民票上の住所と異なるところに送付することを希望する被保険者もいることから、納付書等の郵送先を本人の申出に基づき個人番号管理サブシステムに収録し利用できるようにする。

#### ④申請免除関係

マイナンバーを申請書に記載して、免除・納付猶予の申請を市区町村に行うこととする。

市区町村は、申請書の事実確認のみを行った上で、日本年金機構に回送し、日本年金機構は審査に必要な所得情報、雇用保険情報などの情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて取得し、審査、処理を行う。(添付書類省略)

#### ⑤その他

その他各種届出等については、原則としてマイナンバーを記載して手続を行うこととする。(基礎年金番号の記載省略)

### ○収納対策・免除勧奨業務

情報提供ネットワークシステムを活用することにより、国民年金保険料の未納者の所得情報等を把握し、収納対策・免除勧奨業務を効率的に行う。

## (2) 厚年・健保関係（船保業務を含む）

### ○届書関係

厚生年金保険、健康保険の業務のうち、基礎年金番号の記載を求めているものについては、原則として基礎年金番号に代えてマイナンバーで行う（基礎年金番号による手続も引き続き可能とする）こととする。被保険者に係る届出等で、現在、事業所整理記号・被保険者番号等の記載を求めており、基礎年金番号の記載を求めているものについては、引き続き、事業所整理記号・被保険者番号等での手続とし、マイナンバーの対応は行わない。

#### ①資格取得の届出

マイナンバーを記載して資格取得の届出を事業主が日本年金機構に行うこととし、日本年金機構は事業主からの届出に基づき、マイナンバーで資格取得の処理を行う。この際、氏名、住所等の基本情報はマイナンバーを基に情報システム機構から直近の住民票の基本情報を取得して処理を行う。(基礎年金番号・住所の記載省略)

#### ②資格喪失の届出

現在と同様に、事業所整理記号、被保険者番号を記載して届け出ることとするが、現在、届書に記載している基礎年金番号についてはマイナンバーの記載に変更する。入力処理は事業所整理記号、被保険者番号で行う。(基礎年金番号の記載省略)

#### ③月額変更、算定、賞与関係の届出

現在、事業所整理記号、被保険者番号での届出となっており、基礎年金番号を使用していないため、番号制度導入後も同様の取扱いとし、届出の際にマイナンバーは使用しない。

#### ④氏名変更、住所変更の届出

情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得することとし、取得した異動情報に基づき、氏名変更、住所変更の処理をシステムで自動的に行う。(届出省略)

#### ⑤養育期間の標準報酬月額特例の申出

養育特例の標準報酬月額特例の申出については、情報提供ネットワークシステムを通じて住民票情報を確認し、住民票の添付を省略することとする。(添付書類省略)

#### ⑥その他

その他各種届出等については、現在、基礎年金番号を記載しているものにはマイナンバーを記載、事業所整理記号、被保険者番号を記載しているものは従前どおりの届出とする。(基礎年金番号の記載省略)

### (3) 年金給付業務

#### ○届書関係

年金給付業務に係る受給権者等からの届出等については、原則として基礎年金番号に代えてマイナンバーで行う(基礎年金番号による手続も引き続き可能とする) こととする。

#### ①裁定請求(老齢・障害・障害手当金・遺族・老齢福祉・特別障害給付金)

請求者及び加給年金額対象者のマイナンバーを記載して請求することとし、現在、添付している住民票、所得証明書については情報提供ネットワークシステムを通じて情報を取得することで添付を省略する。(基礎年金番号の記載・添付書類省略)

※老齢厚生年金の請求時に記載している雇用保険被保険者番号については、記載不要とする。(記載事項省略)

※障害手当金、20歳前障害基礎年金、特別障害給付金の請求時に記載している、労災保険等の他制度の受給状況についても、記載不要とする。  
(記載事項省略)

## ②未支給年金の請求

死亡者のマイナンバーを記載して請求することとし、現在添付している住民票については情報提供ネットワークシステムを通じて情報を取得することで添付を省略する。(基礎年金番号の記載・添付書類省略)

## ③諸変更関係の届出

マイナンバーを記載して届出等を行うこととし、現在添付している住民票、所得証明書などについては、情報提供ネットワークシステムを通じて情報を取得することで添付を省略する。(記載事項・添付書類省略)

## ④死亡、氏名変更、住所変更の届出

情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得することとし、取得した異動情報に基づき、死亡、氏名変更、住所変更の処理をシステムで自動的に行う。(届出省略)

※氏名変更については、振込不能を防止するため、原簿の氏名と口座名義氏名を別に管理することとしたうえで、原簿の氏名は住民票の基本情報に基づき自動的に変更することとし、口座名義氏名は、金融機関で口座名義変更を行った後、変更届を別途提出することとする。

## ⑤郵送先(居所)の申出

住民票上の住所と異なるところに居住している被保険者もいることから、通知書等の郵送先を本人の申出に基づき個人番号管理サブシステムに収録し利用できるようにする。

## ○雇用保険と老齢厚生年金の併給調整



マイナンバーにより情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携で雇用保険被保険者番号をハローワークから取得したうえで、現行の情報交換の仕組みを利用して併給調整の事務を実施する予定。

### 3. 税関係業務

年金からの所得税の源泉徴収事務など、税関係の業務については、番号制度導入に伴い、税法が改正され、平成28年分の年金の支払いに係るものから対応が必要となる。

#### (1) 扶養親族等申告書

扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）には、年金受給者本人及び扶養親族等のマイナンバーを記載することとなるため、平成28年分の申告書から様式を変更し、マイナンバー記載欄を追加する。（記載項目の追加に伴い、ハガキ形式のものについてはA4縦判に変更）

変更の時期は、平成28年1月以降提出される申告書からとなる。

#### (2) 源泉徴収票

源泉徴収票には受給者からの報告に基づき、年金受給者本人及び扶養親族等のマイナンバー並びに年金支払者の法人番号を記載して送付することとなる。

変更の時期は、平成29年1月に送付する平成28年分源泉徴収票からとなる。

## Ⅵ 法人番号

### 1. 法人番号制度の目的・メリット

- 行政機関が他の行政機関に対して特定法人情報（法人番号と紐付けられた法人の情報）の提供の求めや照会を行う場合、法人番号をキーとすることにより、より効率的かつ的確な事務の実施が可能となる。
- 国税庁が政府共通ネットワークシステムを介して提供する基本3情報（名称・本店所在地及び法人番号）を利用することにより、対象法人の存在や名称及び本店の所在地の確認を簡易に行うことが可能となる。

### 2. 法人番号のシステムでの管理

システム上の管理については、当面、短時間労働者への適用拡大に向けて商業登記法に基づく会社法人等番号を社会保険オンラインシステムへ収録することとしたうえで、平成28年1月以降、会社法人等番号から法人番号への切り替えを実施する。

### 3. 機構における法人番号の当面の活用方針について

- 厚生年金保険業務における「適用調査対象事業所の適用促進業務」にあたり、適用漏れ事業所の把握をより効率的かつ正確に実施できるよう法人番号の活用を図る。
- また、「短時間労働者への適用拡大」などの業務においても、法人番号の活用を図ることを検討する。